

## 軽自動車

を保有している皆さんへ

### 軽自動車税(種別割)の納付は5月31日(月)まで

4月1日現在で軽自動車を所有している人へ軽自動車税種別割の納税通知書を5月初めまでにお送りします。

納期限の5月31日(月)までにお近くの金融機関で納めていただきますようお願いいたします。

### 障害者手帳をお持ちの人は減免になる場合があります

下記の【減免の対象となる要件】を満たす場合は、申請により軽自動車税の減免を受けられます。なお、申請をする年度の4月1日までに身体障害者手帳などの交付を受けている人が対象になります。

#### 【減免の対象となる要件】

- 身体障がい者等が所有者である軽自動車(身体障がい者等が18歳未満もしくは精神障がい者の場合、生計を一にする人が所有者である軽自動車を含む)で、次のいずれかに該当するもの
  - ・身体障がい者本人、または障がい者等と生計を一にする人が運転する軽自動車
  - ・身体障がい者等のみで構成される世帯の場合、身体障がい者等を常時介護する人が日常的に介護するために運転する軽自動車
- 軽自動車の構造が身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車

#### 【必要書類】

- ・軽自動車の減免申請書(納税義務者の個人番号を記載してください)
- ・身体障害者手帳(等級指定あり)・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・運転する者の自動車運転免許証(表裏写し可)
- ・自動車検査証(写し可)
- ・申請者の印鑑(認印可)
- ・令和3年度軽自動車税納税通知書(5月初旬到着予定)

※申請書は、税務住民課住民税係窓口にあります。

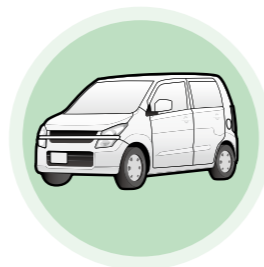
※必要書類に不備がある場合は、受付できませんので必ずご準備のうえ申請してください。

#### 【申請期限】

- ・5月24日(月)受付分まで

※申請期限までに申請がない場合は、減免を受けることはできません。

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549



## 普通自動車

などを保有している皆さんへ

### 自動車税(種別割)の納付は5月31日(月)までに

4月1日現在で自動車を所有している人へ自動車税種別割の納税通知書を5月初めにお送りしています。

納期限の5月31日(月)までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、各地域振興局(鹿本については山鹿市役所)、自動車税事務所でお納付していただきますようお願いいたします。

インターネットを利用したクレジットカードでの納付や、スマートフォンによる納付も可能です。

問 ▽熊本県北広域本部 収税課 ☎0968-25-4115  
▽熊本県自動車税事務所 ☎096-368-4020



### 火葬場

## せきすい斎苑 完成

和水町と共同で運営している火葬場「せきすい斎苑」の落成式が3月30日、同斎場で行われました。

昭和58年に建設した同施設は、老朽化のため昨年6月から改修を行っていました。

落成式では、両町の町議会議員や町関係者が出席。佐藤町長が「この施設がご遺族やご参列者の悲しみを癒し、安心して利用していただけるよう円滑な運営に取り組みます」とあいさつしました。

新しい「せきすい斎苑」は、4月1日から供用を再開しました。



▲告別ホール



▲炉前ホール



▲待合室

施設の概要	総工費	3億8,200万円
	敷地面積	725平方メートル
	構造	鉄筋コンクリート一部2階建て
	火葬炉数	3炉

利用料金	4月1日から		町内	町外
	死体	12歳以上	12,000円	60,000円
		12歳未満	8,000円	40,000円
	改葬または体の一部		6,000円	30,000円
	死産児(胎児)		6,000円	30,000円
汚物等		6,000円	30,000円	

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579